

豊中市社会福祉協議会 ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊中市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下、市社協ホームページ）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性の向上並びに地域福祉の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
 - (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 個人の氏名広告にあたるもの
 - (7) 市社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
 - (8) 市社協ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市社協ホームページの広告として適当でないと市社協が判断するもの
- 2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下、「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 3 条 市社協ホームページに広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、豊中市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書を市社協に提出しなければならない。

2 市社協は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第 4 条 広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）は、市社協が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に市社協と協議しなければならない。

3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載場所等)

第 5 条 広告の掲載場所は、市社協ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市社協が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、5 枠とする。

(広告の規格等)

第 6 条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 縦 47 ピクセル

(2) 横 170 ピクセル

(3) 10KB 以内

(4) GIF 形式の静止画 (GIF アニメ不可)

2 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

3 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市社協と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第 7 条 広告の掲載期間は 1 月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前 9 時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後 5 時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、市社協の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数 (端数時間切捨て) に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告主は、市社協が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して 30 日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 9 条 広告掲載料は返還しない。ただし、市社協の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第 10 条 市社協は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条第 2 項の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき

(委任)

第 11 条 この要綱に定めのないものについては、市社協と広告主が協議の上、決定するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。